

大正十四年五月六日會議議案



大正十四年五月六日	決議
大正同年同月三日	公布
勅令第一八三號	

遞信省官制中改正ノ件

参照添附

勅令第 號

逓信省官制中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

逓信大臣ハ日本無線電信株式會社ニ

關スル事項ヲ管理ス

第二條中書記官ハ十九人「ヲ書記官ハ十八人ニ改ム

「郵務局

第三條中「通信局」ヲ電務局ニ改ム

「工務局」

第四條 郵務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

- 一 郵便及小包郵便ニ關スル事項
- 二 陸運事業ノ監督ニ關スル事項

第四條ノ二 電務局ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

- 一 電信ニ關スル事項
- 二 電話ニ關スル事項
- 三 日本無線電信株式會社ニ關スル
事項

第四條ノ三 工務局ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一 電信ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

二 電話ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

第八條中「技師五十人」ヲ「技師五十一人」ニ、
内五人」ヲ内四人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 逓信省官制

明治三十一年
勅令第百九十五號

第一條 逓信大臣ハ郵便、小包郵便、電信、電話及
航路標識ヲ管理シ發電、水力及航空ニ關スル
事務ヲ掌リ電氣、造船、水陸運輸ニ關スル事業
及航路、船舶、海員ヲ監督ス
逓信大臣ハ日本無線電信株式會社ニ關スル
事項ヲ管理ス

第二條 逓信省專任書記官ハ十九人、十八人ヲ
以テ定員トス

第三條 逓信省ニ左ノ局ヲ置ク

通信局

郵務局

電務局

工務局

電氣局

管船局

航空局

經理局

第四條 通信局郵務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 郵便及小包郵便電信及電話ニ關スル事項

二 陸運事業ノ監督ニ關スル事項

第四條ノ二 電務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電信ニ關スル事項

二 電話ニ關スル事項

三 日本無線電信株式會社ニ關スル事項

第四條ノ三 工務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電信ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

二 電話ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

第八條 遞信省ニ專任技師五十人五十一人ヲ
置ク但シ内五人四人ヲ勅任ト為スコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○遞信部内臨時職員設置制中改正

勅令案抄

第一條 遞信省ニ左ノ職員ヲ増置ス

一 船舶滿載吃水線指定ニ従事スル者

技師

專任四人

内一人ヲ勅任ト
為スコトヲ得

屬

專任一人

技手

專任一人

一 電信及電話建設ノ事務ニ従事スル者

書記官

專任四人

事務官

專任三人

技師 專任四十七人
 屬 專任七十五人
 技手 專任二百八十四人

内四人ヲ勅任ト
 為スコトヲ得

(下略)

第四條

逋信局ニ左ノ職員ヲ増置ス

一 船舶滿載吃水線指定ニ從事スル者

技師 專任八人

書記 專任一人

書記補 專任二人

一 電信及電話建設ノ事務ニ從事スル者

書記官 專任三人

事務官 專任七人

技師 專任二十人

書記 專任八十四人

技手 專任二百九十三人

(下略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時電信電話建設局官制ハ之ヲ廢止ス

(下略)

大正十四年五月六日會議議案



大正十四年五月六日	法議
大正同年同月十三日	公布
勅令第一八七號	

奏任文官特別任用令中改正ノ件 参照添附